

9.15 交通安全

9.15.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.15-1 に示すとおりである。

表 9.15-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準	事業の実施に伴う交通安全の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

「東京都鉄道路線図」（東京都）、「みんくるガイド」（平成 28 年 4 月 東京都交通局）等の既存資料調査によった。

2) 交通量等の状況

調査は、「平成 22 年度 全国道路街路交通情勢調査（道路交通センサス）交通量調査報告書」（平成 24 年 3 月 東京都建設局道路建設部）等の既存資料調査及び現地調査によった。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

4) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

5) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 3 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

6) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

調査は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の法令の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

計画地周辺の鉄道乗車人員の推移は、「9.14 公共交通へのアクセシビリティ 9.14.1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p. 288 参照) に示したとおりである

最寄り駅は、大井競馬場前駅がある。利用者数は、平成 26 年度の場合、大井競馬場前が 1,589 千人(日平均では 4,353 人)となっている。

イ. バス路線

計画地周辺の主なバス路線網は、表 9.14-3 (p. 288 参照) 及び図 9.14-2 (p. 290 参照) に示したとおりである。

計画地周辺では、大森駅を起点としてバス路線が整備されており、最寄りのバス停は、計画地北側の中央公園バス停である。

2) 交通量等の状況

計画地周辺の周辺の平日の交通量は 9,744～17,470 台/日、大型車混入率は 12.7～65.3%、休日の交通量は、7,175～13,796 台/日、大型車混入率は 5.3～60.5%である。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

道路及び交通安全施設等の状況は「9.12 安全 9.12.1 現況調査 (4)調査結果 7)バリアフリー化の状況」(p.244 参照)に示すとおりである。

計画地周辺の主な道路は、計画地北側に補助 146 号線、西側に品川区道準幹線 35 がある。

4) アクセス経路の状況

アクセス経路の状況は、「9.12 安全 9.12.1 現況調査 (4) 調査結果 7)バリアフリー化の状況 イ. 公共交通機関から施設へのバリアフリー化」(p.245 参照)に示したとおりである。

計画地までの歩行者経路としては、大井競馬場前駅から、補助 146 号線及び品川区道準幹線 35、公園内園路を利用する経路、中央公園バス停から品川区道準幹線 3、公園内園路を利用する経路、大田スタジアムバス停から大田区道 18-1 号線、大田区道 18-2 号線、公園内園路を利用する経路がある。

これらの経路は、公園内園路を除いて歩道が整備され、図 9.12-4 (p.246 参照)に示したとおりマウントアップや横断防止柵により、車道と分離されている。

5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現地調査 (4) 調査結果 7) 土地利用の状況」(p.53 参照) に示したとおりである。

工事用車両の走行ルート及び計画地周辺の教育施設や福祉施設の位置関係は、表 9.15-2 及び図 9.15-1 に示すとおりである。計画地周辺に通学路の指定はなく、工事用車両の走行ルートと通学路の交差はない。

表 9.15-2 計画地周辺の主要な公共施設（教育・福祉・医療施設等）

区 分		番号	施設名
教育施設	小中一貫校	1	八潮学園
	幼稚園	2	八潮わかば幼稚園
福祉施設	幼稚園、保育園、児童施設	3	八潮児童センター
		4	八潮中央保育園
		5	八潮南保育園
	高齢者福祉施設、障害者福祉施設	6	八潮在宅サービスセンター 八潮在宅介護支援センター サンかもめ（品川総合福祉センター）
		7	品川区立八潮南特別養護老人ホーム
		8	グループホームミモザ品川八潮
その他	図書館	9	八潮図書館

注) 地点番号は、図 9.15-1 の表記に対応する。

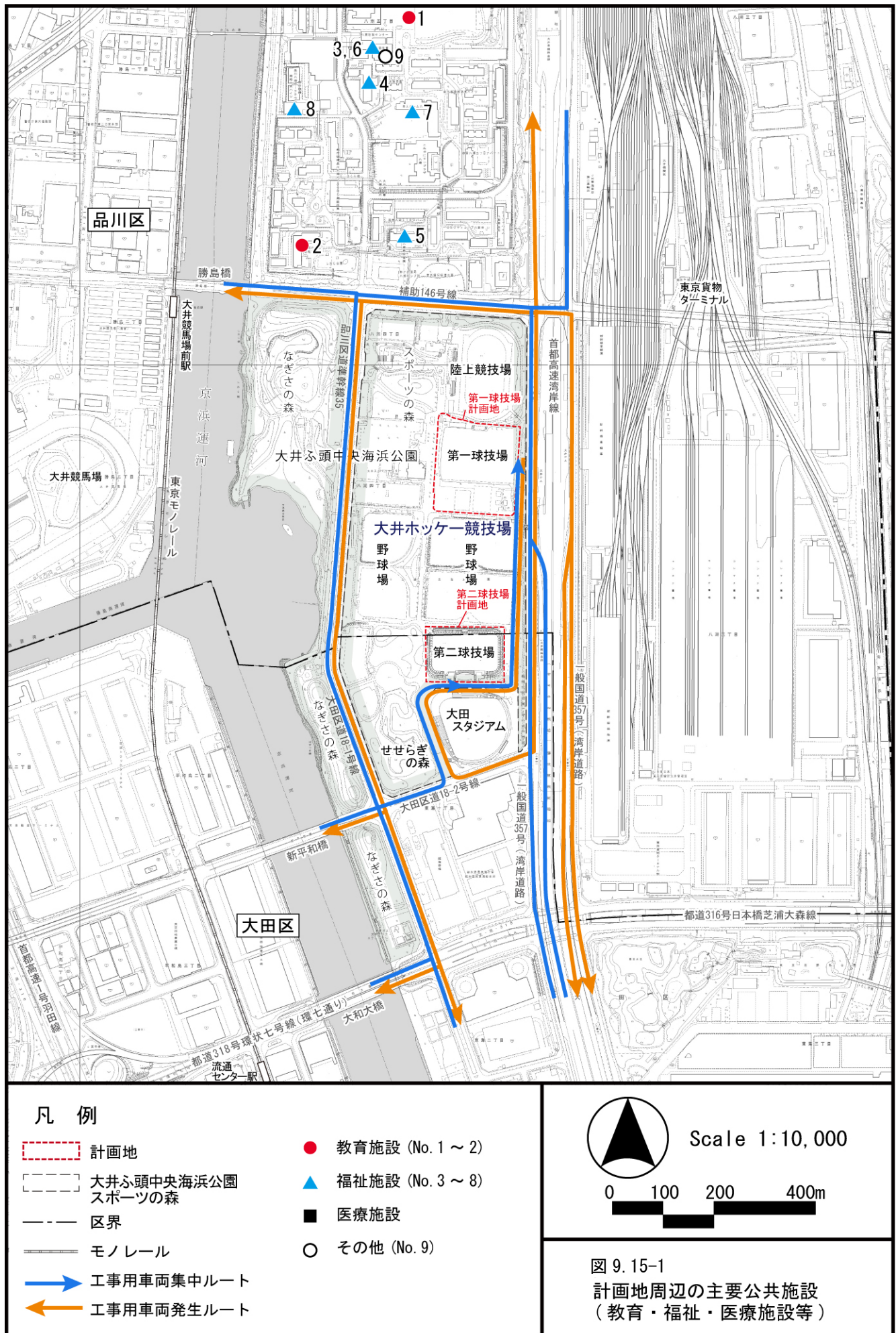
出典：「品川区 統合型地図情報提供サービス」(平成 29 年 2 月 1 日参照 品川区ホームページ)

http://www.sonicweb-asp.jp/shinagawa/map?theme=th_15

：「大田区マップ」平成 29 年 2 月 1 日参照 大田区ホームページ)

http://www.city.ota.tokyo.jp/Gmaps/citymap_index.html

：「医療機関名簿」(平成 28 年 東京都)



注) 工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

6) 規制等の状況

工事用車両の走行ルートである計画地西側の品川区道準幹線 35 及び大田区道 18-1 号線は 4 車線であり、規制速度は 50km/h、南側の大田区道 18-2 号線は 4 車線であり、規制速度は 40km/h である。計画地北側の補助 146 号線は 4 車線であり、規制速度は 50km/h、東側の一般国道 357 号（湾岸道路）は 4 車線であり、法定速度は 60km/h である。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

公共での移動に関する法令等については、表 9. 15-3 に示すとおりである。

表 9. 15-3 交通安全に係る法律等

法令・条例等	責務等
道路交通法 （昭和 35 年法律 第 105 号）	（目的） 第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。 （通行区分） 第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
道路構造令 （昭和 45 年政令 第 320 号）	（この政令の趣旨） 第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。 第十一条 第四種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 第三種の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

9.15.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制などで交通安全に変化が生じると思われる期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から計画地等の周辺及び計画地等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

工事用車両の走行ルートは、図 7.2-7 (p.24 参照) に示したとおりであり、工事用車両は主に首都高速湾岸線、一般国道 357 号(湾岸道路)を利用するほか、補助 146 号線、品川区道準幹線 35、大田区道 18-1 号線及び大田区道 18-2 号線、公園内の園路を利用する計画である。工事用車両の走行ルートは、公園内園路を除いて、ほとんどがマウントアップ形式やガードレール等により歩道と車道が分離されている。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、大井ふ頭中央海浜公園の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、公園内の来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間については、仮囲い等による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や交通整理員の適切な配置を検討する。さらに、工事の実施に当たり公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な迂回路等を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。特に公園内の園路を走行する際は低速で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。

なお、計画地周辺に通学路は存在しない。

これらのことから、工事用車両の走行に伴う交通安全の変化の程度は小さいと予測する。

9.15.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・工事用車両の走行ルートは、計画地までの交通安全への配慮のため主に一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、大井ふ頭中央海浜公園の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。
- ・来園者の通行ルートにおける仮囲い等による歩車道分離等も含めた交通安全対策の実施、交通整理員の適切な配置を検討する。
- ・公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、迂回路等を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、公園内の施設へのアクセス経路を確保する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化に努める計画である。
- ・工事用車両の走行にあたっては、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する。
- ・作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させる。

9.15.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

工事用車両の走行ルートは、公園内園路を除いて、ほとんどがマウントアップ形式やガードレール等により歩道と車道が分離されている。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、大井ふ頭中央海浜公園の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、公園内の来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間については、仮囲い等による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や交通整理員の適切な配置を検討する。さらに、工事の実施に当たり公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な迂回路等を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。特に公園内の園路を走行する際は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。

なお、計画地周辺に通学路は存在しない。

したがって、工事用車両の走行に伴い、現況の歩車道分離が大きく変化することはなく、交通安全が確保され、評価の指標は満足するものとする。